

2020年2月24日

Appier Group 株式会社

代表取締役 CEO 游 直翰

問合せ先： 03-6435-6617

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

### I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

#### 1. 基本的な考え方

当社は、企業活動を支える様々なステークホルダーの利益を重視しており、これらの期待に応えるべく公正かつ透明性の高い企業活動を目指しコーポレート・ガバナンスを強化することを重要な経営課題と位置付けております。また、経営の効率性の追求と健全性の確保により、株主価値の最大化を図る観点から、コーポレート・ガバナンスの重要性を充分認識し、経営の透明性・公正性・迅速な意思決定の維持向上を実現するための施策の実施及び組織体制の継続的な改善・強化に努めて参ります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードにおける5つの基本原則の全てを実施しております。

#### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Plaxie Inc.	17,233,560	18.54%
SEQUOIA CAPITAL INDIA INVESTMENTS IV	15,496,820	16.67%
Global Premier Group Limited	6,414,950	6.90%
TA STRATEGIC PTE. LTD.	5,468,520	5.88%
蘇 家永	4,414,520	4.75%
ソフトバンクグループ株式会社	4,406,900	4.74%
HIPPO TECHNOLOGY INVESTMENT COMPANY LIMITED	3,673,610	3.95%
GSEN APPIER CLIENT ASSET ACCOUNT	3,590,420	3.86%
ASEAN CHINA INVESTMENT FUND III L.P.	3,521,310	3.79%
HIPPO II TECHNOLOGY INVESTMENT COMPANY LIMITED	3,367,470	3.62%

支配株主（親会社を除く）名	該当無し
---------------	------

親会社名	該当無し
親会社の上場取引所	該当無し

補足説明

該当無し。
-------

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上 50社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

該当無し
------

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当無し
------

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	代表取締役 CEO
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
簡 立峰	他の会社の出身者								△			
アビーク・アナンド	他の会社の出身者							○				
卓 環衛	他の会社の出身者											
本村 天	他の会社の出身者											
尾下大介	弁護士・公認会計士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
簡 立峰	○	簡 立峰は Google LLC 台湾オフィスの元業務執行者であり、当社と同社グループとの間にはクラウドサービス利用の取引関係がありますが、当該取引は通常取引であり、かつ、同氏は当社との取引には一切関与していないため、独立性に与える影響はないものと判断しております。	台湾国立大学の教授として培ったコンピューターサイエンス関連分野の豊富な見識及び Google LLC の台湾オフィスにおけるマネジメント経験から、ビジネス及びテクノロジーに関する助言・提言を期待できるため選任しております。
アビーク・アナンド		当社の主要株主であるベンチャーキャピタルの業務執行者であるため、独立役員として指定しないことを選択しております。	
卓 璟衡		独立性要件は充足しておりますが、当社の株主であるベンチャーキャピタルの業務執行者であるため、独立役員として指定しないことを選択しております。	
本村 天		独立性要件は充足しておりますが、当社の株主であるベンチャーキャピタルの業務執行者であるため、独立役員として指定しないことを選択しております。	
尾下 大介	○	該当無し	日本及び米国における弁護士及び公認会計士としての豊富な職務経験並びに日本取引所自主規制法人の上場審査部での職務経験、及びそれらを通して培われた幅広い見識を有しており、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンス等に関する助言・提言を期待できることから選任しております。

### 【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	5	—	—	5	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会事務局を設置しております。当該事務局員に対する指揮命令権限は監査等委員に専属させており、当該業務に関しては他のいかなる役職員の指揮命令系統にも従わないものとするので、独立性を確保しております。
---

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人及び内部監査室は、異なった目的で独立して監査を行いますが、監査実施状況や結果等の報告を相互に行い、それぞれの監査を有効かつ効率的に実施することを図っております。また、「三様監査会議」を定期的で開催し、三者間での課題認識の共有を確保しております。
--

### 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

### 【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、当社との間に特別な利害関係等がなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないものとして、簡立峰及び尾下大介を独立役員に指定しております。
---

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。
---

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
-----------------	-------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの中長期的な成長及び企業価値向上と、対象者の受ける利益とを連動させ、会社に対する対象者の貢献意欲を高めることを目的としてストックオプション制度を採用しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っていません。なお、有価証券報告書において、役員区分ごとの総額を開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。また、当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容を以下のとおり定めることを決議しております。

a) 基本方針

当社の監査等委員でない取締役の報酬は、基本報酬を基本とし、適切なインセンティブの付与等の観点から必要があると認める場合には、業績連動報酬及び株式報酬を適切なタイミング及び適切な金額で付与することがあるものとする。

また、当社の監査等委員である取締役の報酬は、その職責に鑑みて基本報酬のみとする。

b) 基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、各取締役が担当する職務内容、責任範囲、在勤年数、及び業績等の諸般の事情を勘案して決定し、適切な時期に支払うものとする。

c) 業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、監査等委員でない取締役に対し、適切な額の金銭を、適切な時期に支給する場合があるものとする。

d) 株式報酬の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、監査等委員でない取締役に対し、適切な個数の株式、又はストック・オプション等の株式報酬を、適切な時期に付与する場合があるものとする。

e) 基本報酬の額、業績連動報酬の額、及び株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合

の決定に関する方針

監査等委員でない取締役の種類別の報酬の割合については、各取締役が担当する職務内容、責任範囲、在勤年数、及び業績等の諸般の事情を踏まえて適切なバランスとなるように決定する。

f) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続に関する事項

監査等委員でない取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会の決議による委任に基づいて、全て代表取締役が決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は全員監査等委員であり、監査等委員を補佐する組織として監査等委員会事務局を設置し、事務局員が監査等委員の職務に関する一部業務を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役 CEO 游直翰が議長を務め、取締役 COO 李婉菱、取締役 CTO 蘇家永、取締役 涂正廷、社外取締役(監査等委員) 簡立峰、社外取締役(監査等委員) アビーク・アナンド、社外取締役(監査等委員) 卓璟衡、社外取締役(監査等委員) 本村天、及び社外取締役(監査等委員) 尾下大介の取締役9名(うち社外取締役5名)で構成されています。取締役会は、毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ効率的な経営執行のモニタリング体制をとっております。

b. 監査等委員会

監査等委員会は、社外取締役(監査等委員) 簡立峰が議長を務め、社外取締役(監査等委員) アビーク・アナンド、社外取締役(監査等委員) 卓璟衡、社外取締役(監査等委員) 本村天、及び社外取締役(監査等委員) 尾下大介の5名(うち社外取締役5名)で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。社外取締役は、それぞれの職務経験や専門的な見地より経営監視を実施しております。

c. 会計監査人

当社は会計監査人として PwC あらた有限責任監査法人と監査契約を締結しており、会計監査を受けております。当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

d. 内部監査人

内部監査につきましては、内部監査の専門部署として内部監査人を設置し、代表取締役 CEO が任命した内部監査人1名の下、内部監査を実施しております。内部監査人は、内部監査及び監査等委員会事務局を兼任しており、監査結果を代表取締役 CEO 及び監査等委員会に報告しております。被監査部門に対しては、監査結果をフィードバックし、改善事項の指摘及び指導に対して改善方針等について報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。

e. 責任限定契約

当社と社外取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）とは、会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレート・ガバナンス体制の選定においては、主として以下の 3 点を通じ長期的な株主価値の向上を目指す観点から、監査等委員会設置会社を選択しております。尚、併せて当社の株主の多くは海外投資家であり本邦固有の監査役会設置会社よりも社外取締役による監督を前提とした監査等委員会設置会社の方が理解を得られやすいと想定された点も考慮致しました。

- A) 議決権を有する社外取締役により、業務執行の妥当性監査を含む実効性ある監督機能を確保するため
- B) 監督と執行の分離により、経営判断の機動性・効率性と監督機能の強化を両立するため
- C) 株主・投資家保護の観点を意識した健全かつ公正な経営を行うため

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議案の内容等を十分に検討したうえで議決権を行使できるよう招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主が参加できるよう、集中日を避けた開催となるよう留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットを通じた議決権行使について検討いたします。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへの参加を検討いたします。
招集通知(要約)の英文での提供	英文による招集通知の開示を検討いたします。



2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーについて当社ホームページに掲載する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後の検討事項と考えております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	定期的にアナリスト・機関投資家向けの説明会を実施する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に海外投資家向けの説明会を実施する予定です。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社の IR 用ウェブサイトにおいて資料を掲載する予定です。	
IR に関する部署(担当者)の設置	Finance Department が IR を担当する予定です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業活動を支える様々なステークホルダーの利益を重視しており、これらの期待に応えるべく公正かつ透明性の高い企業活動を目指しコーポレート・ガバナンスを強化することを重要な経営課題と位置付けております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後の検討事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページや決算説明会等を通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う予定です。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を以下のとおり決議し、業務の適正を確保するための体制作りと管理体制のより一層の整備を図ることとしております。

- a. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a) 「Regulations of Board of Directors（取締役会規程）」を始めとする社内規程類を制定し、社内ポータルに公開することで周知徹底を図っております。
  - b) 代表取締役 CEO 直轄の独立組織である内部監査人による内部監査を実施し、法令や定款、社内規程等に基づく業務執行が行われているかを確認するとともに、発見された課題については随時改善を図っております。
  - c) Legal Department をコンプライアンスの統括部署として、新入社員に対しては入社時研修の中で、既存の社員に対しては年 1 回コンプライアンス研修を開催しております。外部機関が提供する研修等も活用し、役社員のコンプライアンスに対する理解及び意識を醸成して参ります。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a) 取締役の職務執行に関する文書、帳票類、電磁的記録等の各種情報を「Regulations for Handling of Documents（文書管理規程）」に基づき、機密度に応じて分類の上、保存・管理しております。
  - b) 取締役は、当該文書及び記録を常時閲覧することができます。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 

取締役及び各 Department Lead（部門長）は、会社の事業目的を公正かつ効率的に達成するため、以下の取り組みを行っております。

  - a) 当社の事業に深刻かつ長期的な影響を及ぼしうる事象に対応するため、事業の妨げになるリスクを最小化するための対策を講じること
  - b) 金融商品取引法に基づく内部統制報告システムに従い、財務報告への信頼性をより一層高めるため、当社グループの全社的な内部統制や重要な事業プロセスの文書化、評価及び改善に取り組むこと
  - c) 効果的かつ効率的な事業プロセス構築や資産の適切な取得並びに処分手続等、当社の事業プロセスの質を向上するために必要なシステムを維持及び強化すること
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a) 取締役で構成する定時取締役会を毎月 1 回、臨時取締役会を必要に応じて適宜開催し、法令、定款及び「Regulations of Board of Directors（取締役会規程）」に則り、重要事項について審議・決定を行い、また業務執行取締役からの報告を受け、業務執行状況についての監督を行っております。
  - b) 「取締役会規程」をはじめとした社内規程類を整備し権限及び責任を明確化することにより、適切かつ効率的な意思決定体制を構築しております。

- c) 常勤取締役及び Officer 並びにオブザーバーとしての監査等委員会の議長及び Internal Auditor で構成される「Executive Meeting（経営会議）」を設け、「Regulation of Executive Meeting（経営会議規程）」に従い取締役会決議事項その他の重要事項について検討しております。
- d) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「Regulations for Segregation of Duties（業務分掌規程）」及び「Regulations for Roles, Responsibilities, and Authorities（職務権限規程）」に基づき職務執行の分担及び権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担しております。
- e. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
内部監査人は、当社及び関係会社の業務運営が法令、定款、社内規程類等を順守しているか確認するため、定期的に内部監査を実施しております。内部監査結果は改善点や修正点と共に代表取締役 CEO 及び監査等委員に報告されております。
- f. 監査等委員の職務を補助すべき事務局に関する事項、当該事務局員の独立性に関する事項及び当該事務局員に対する指示の実効性の確保に関する事項  
内部監査人を監査等委員会の事務局と定め、当該事務局に対する指揮命令権限は監査等委員に専属させております。当該業務に関しては他のいかなる役職員の指揮命令系統にも従わないものとしております。
- g. 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他監査等委員への報告に関する体制  
a) 取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項や内部監査の実施状況を速やかに報告するとともに、監査等委員会からの要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行うものとします。  
b) 「Policy and Procedures for Whistle-blowing System（内部通報制度運営方針）」を制定し、その定めに基づく運用により、適切な報告体制を確保するとともに、当該制度を利用して報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告を理由とした不利な取扱いを行わないものとします。
- h. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査等委員会は、会計監査人と定期的に意見交換を行う他、代表取締役 CEO、内部監査人とも随時情報交換を行っております。
- i. 財務報告の信頼性を確保するための体制  
財務報告に関するモニタリング体制を整備・運用し、それらを通して内部統制上の問題（不備）が把握された場合には、適時・適切に報告される体制を整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンスを実践するために、「Regulations for Compliance（コンプライアンス規程）」を定めており、その中で反社会的勢力との関係及び取引を行うことを禁じております。また、当社グループにおける方針・基準として、「Regulations for Measures Against Anti-Social Forces（反社会的勢力対応規程）」を定めております。これらを受け、入社タイミングに加えて年1回実施しているコンプライアンス研修等の機会を活用し、定期的にその内容の周知徹底を図っております。

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「Regulations for Measures Against Anti-Social Forces（反社会的勢力対応規程）」及び「Anti-social Forces Elimination Procedures（反社会的勢力排除運営方針）」を制定し、所管部署は Legal Department として運用を行っております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

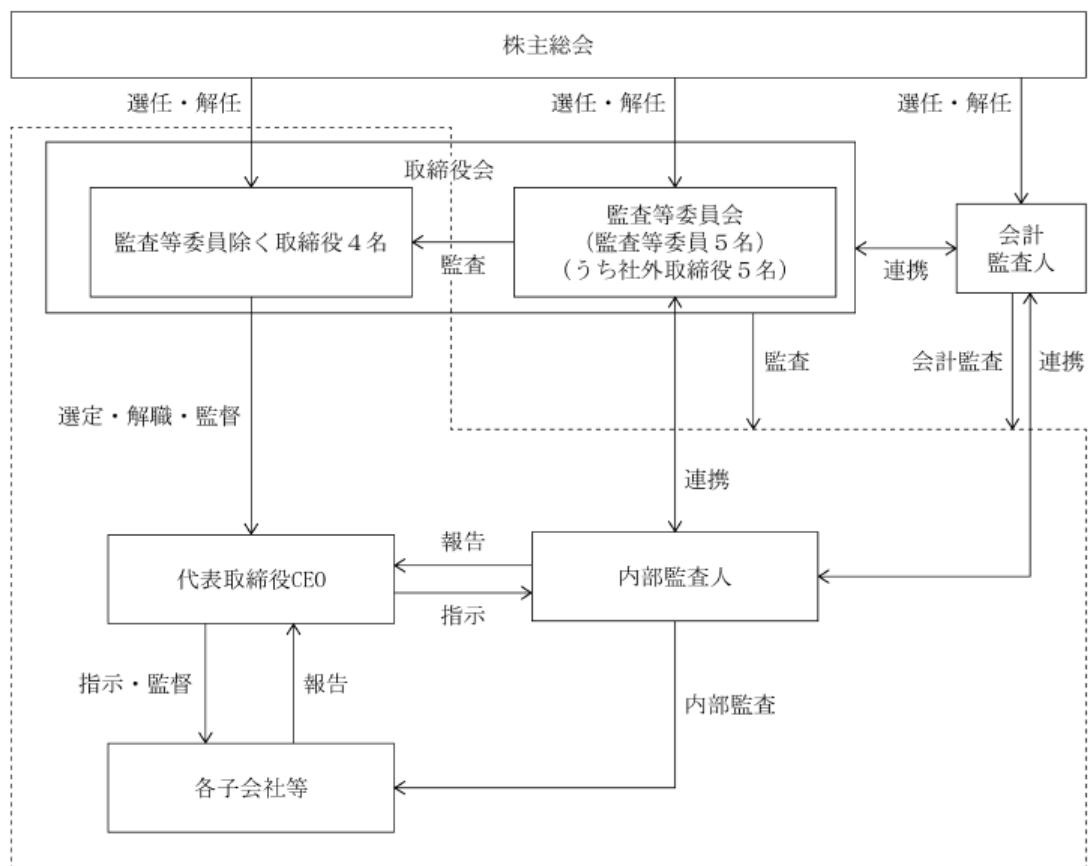
該当項目に関する補足説明

該当無し
------

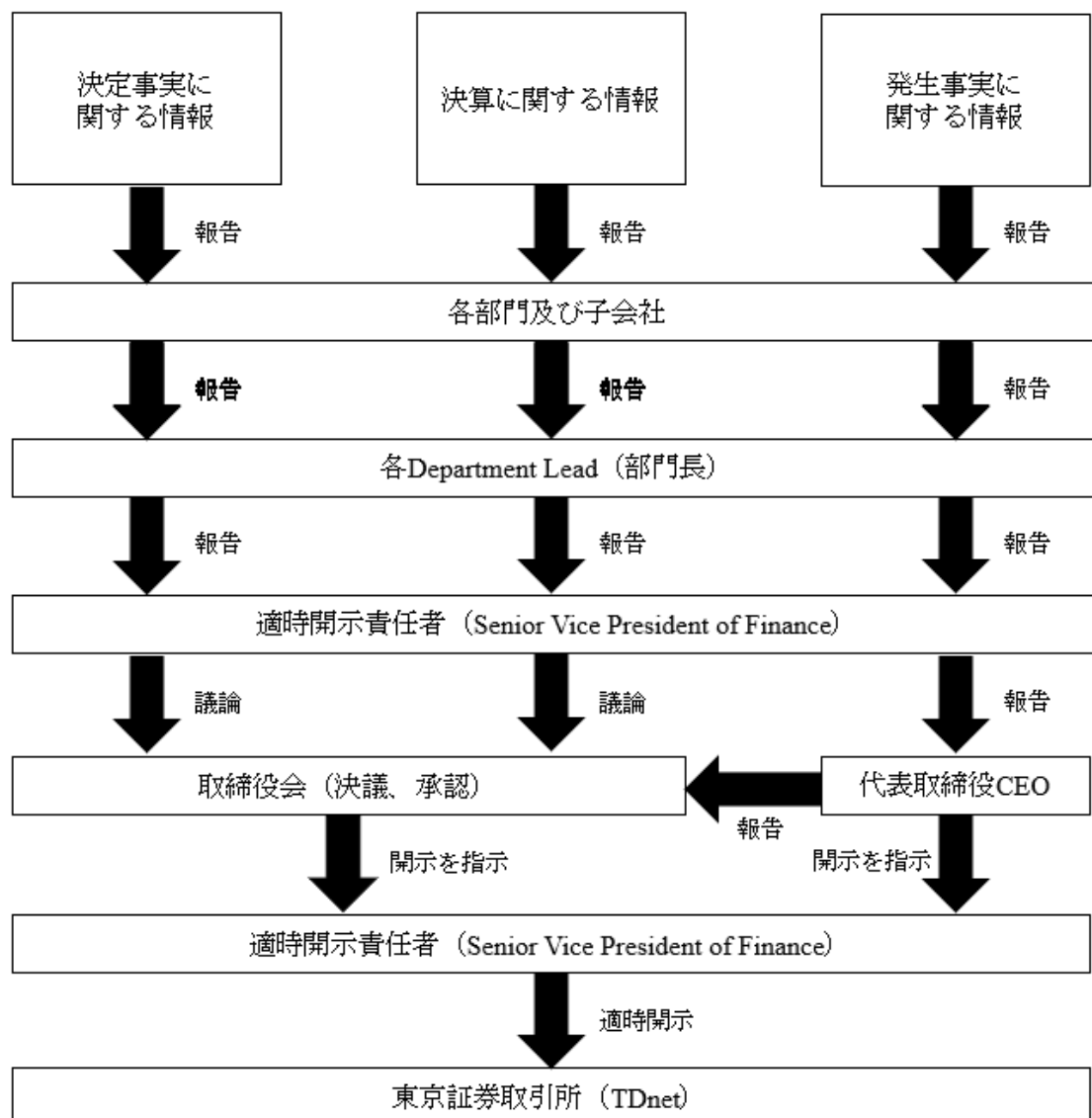
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当無し
------

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



TDnetでの開示後、情報は当社のIRサイトに掲載する。

以上